神埼市に係る貸付予定農地についての意見聴取

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の附則第10条の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

この意見聴取に係る利害関係人は、当該意見聴取期間満了の日までに、公益社団法人佐賀県農業公社に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先及び意見をできるだけ具体的に記載した文書をメール・FAX・郵送等で公益社団法人佐賀県農業公社まで提出してください。

意見聴取期間は、令和6年12月27日(金)から令和7年1月6日(金)とします。

| 番号 | 対象農地の所在地 | | | | | 現況 | 面積 (m²) | 期間 |
|----|----------|-----|----|----|--------|-----|-----------|-------------------|
| | 市 | 町 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 四作 (1111) | 沙 (1月) |
| 1 | 神埼市 | 神埼町 | 鶴 | 浦田 | 1180-2 | 田 | 376 | 5年3ヶ月 |
| 2 | 神埼市 | 神埼町 | 鶴 | 前田 | 1119 | 田 | 2,201 | 5年3ヶ月 |
| 3 | 神埼市 | 神埼町 | 鶴 | 前田 | 1257 | 田 | 2,571 | 5年3ヶ月 |
| | 合計 | | | | 3筆 | 面積: | 5,148 m² | |